

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園役員給与規程

改 正	平成 15 年 10 月 1 日	規程第 6 号
	平成 15 年 10 月 31 日	規程第 15 号
	平成 16 年 6 月 1 日	規程第 31 号
	平成 16 年 7 月 1 日	規程第 32 号
	平成 17 年 7 月 1 日	規程第 49 号
	平成 18 年 6 月 30 日	規程第 65 号
	平成 19 年 6 月 29 日	規程第 85 号
	平成 21 年 6 月 25 日	規程第 126 号
	平成 21 年 12 月 1 日	規程第 134 号
	平成 22 年 12 月 1 日	規程第 150 号
	平成 24 年 4 月 1 日	規程第 172 号
	平成 26 年 1 月 28 日	規程第 234 号
	平成 27 年 4 月 1 日	規程第 239 号
	平成 28 年 2 月 10 日	規程第 250 号
	平成 28 年 4 月 19 日	規程第 257 号
	平成 28 年 12 月 1 日	規程第 263 号
	平成 29 年 6 月 1 日	規程第 279 号
	平成 30 年 1 月 11 日	規程第 342 号
	平成 30 年 5 月 15 日	規程第 293 号
	平成 30 年 6 月 14 日	規程第 294 号
	平成 30 年 12 月 3 日	規程第 301 号
令和 元年	6 月 20 日	規程第 324 号
令和 元年	12 月 17 日	規程第 331 号
令和 2 年	7 月 1 日	規程第 351 号
令和 2 年	1 月 30 日	規程第 354 号
令和 3 年	6 月 24 日	規程第 367 号
令和 4 年	6 月 16 日	規程第 393 号
令和 4 年	12 月 1 日	規程第 406 号
令和 5 年	6 月 15 日	規程第 414 号
令和 6 年	3 月 27 日	規程第 423 号
令和 6 年	6 月 25 日	規程第 451 号
令和 6 年	6 月 25 日	規程第 451 号
令和 7 年	3 月 19 日	規程第 464 号
令和 7 年	4 月 30 日	規程第 478 号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第62条の規定に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）の役員（以下「役員」という。）の給与の支給について定めることを目的とする。

(給与)

第2条 役員の給与は、常勤の役員については俸給、地域手当、通勤手当及び特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当、地域手当、通勤手当とする。

(俸給)

第3条 役員の俸給月額は、次の各号とする。

- | | |
|---------|----------|
| (1) 理事長 | 785,080円 |
| (2) 理 事 | 688,680円 |
| (3) 監 事 | 642,970円 |

(地域手当の月額)

第3条の2 地域手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第11条の3（地域手当）の規定に準じて支給し、その月額は当該役員の俸給月額に100分の5を乗じて得た額とする。

(俸給の支給定日及び支給方法)

第4条 役員の給与（特別手当を除く。）の支給定日は、毎月15日（その日が休日に当たるときは、その日以降において、その日に最も近い休日でない日）とする。ただし、理事長が特に支給定日以外の日を指定した場合は、この限りでない。

2 役員の給与は、通貨で直接役員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は別に定めるものがあるときは、給与の一部を控除して支払うことができる。

(新たに役員となった者の俸給)

第5条 新たに役員となった者には、その日から俸給を支給する。ただし、退職し又は解任された役員が即日役員に任命されたときは、その日の翌日から俸給を支給する。

(役員でなくなった者の俸給)

第6条 役員が退職し又は解任により役員でなくなったときは、その日まで俸給を支給する。

2 役員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

(俸給の日割計算)

第7条 第5条又は前条第1項の規定により本俸を支給する場合であって月の初日から支給するとき以外のときは月の末日まで支給するとき以外のときは、その月分の俸給については、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算した額を支給する。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、一般職給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に支給する。

2 通勤手当の月額は、一般職給与法第12条第2項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

(特別手当)

第9条 特別手当は、期末手当及び勤勉手当とする。

2 期末手当は6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して、それぞれ基準日から起算して30日をこえない範囲内において理事長が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した役員についても別に定める場合を除き同様とする。

3 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において当該役員が受けるべき俸給月額

及び地域手当の月額並びに俸給月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給月額及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額（以下「基礎額」という。）に、6月に支給する場合においては100分の65、12月に支給する場合においては100分の67.5を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月	100分の100
(2) 5か月以上6か月未満	100分の 80
(3) 3か月以上5か月未満	100分の 60
(4) 3か月未満	100分の 30

4 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する役員に対し、基準日以前の6か月以内の期間におけるその者の職務実績等に応じて、支給日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは解任され、又は死亡した役員については別に定める場合を除き同様とする。

5 勤勉手当の額は、基礎額に別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、のぞみの園が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額を超えてはならない。

6 理事長は、前項の規定による特別手当の額について厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の職務実績等を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。

7 基準日以前6か月以内の期間において、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員から引き続いて役員となった者については、その者の国家公務員として引き続いた在職期間を役員として引き続いた在職期間と見なす。

8 基準日以前に引き続き国家公務員となるため退職した役員に対しては、第2項の規定にかかわらず、期末手当及び勤勉手当は支給しない。

第9条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第2項及び第4項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る特別手当（第3号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた特別手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項又は第3項の規定により解任されたもの
- (2) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した役員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁固以上の刑に処せられたもの

第9条の3 理事長は、支給日に特別手当を支給することとされていた役員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該特別手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第2項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若し

- くは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し特別手当を支給することが、のぞみの園の公共的使命に対する国民の信頼を確保し、特別手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 理事長は、前項の規定による特別手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられなかつた場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る特別手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、特別手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

（非常勤役員手当の月額）

- 第10条 非常勤の監事の非常勤役員手当は、月額208,020円とする。
- 2 非常勤の監事の地域手当は、非常勤役員手当の月額に第3条の2に規定された率を乗じて得た額とする。
- 3 第6条及び第7条の規定は、前項の非常勤役員について準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 実施日の前日において、心身障害者福祉協会（以下「協会」という。）の役員であった者で、引き続きのぞみの園の役員となった者の在職期間の算定については、協会の役員であった期間をのぞみの園の在職期間とみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成15年11月1日から施行する。
- 2 平成15年12月に支給する特別手当の額は、本改正後の第9条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は支給しない。

- (1) 心身障害者福祉協会（以下「協会」という。）の役員であった者で引き続きのぞみの園の役員となった者にあっては、平成15年4月1日において協会の役員として受けるべき俸給及び通勤手当の月額の合計額（のぞみの園設立後に役員となった者にあっては新たに役員となった日において受けるべき俸給及び通勤手当の月額の合計額）に100分の1.07を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）に、同年4月から10月までの月数（同年4月1日から施行日の前日まで

の期間において、協会またはのぞみの園の役員として在職しなかった期間がある場合は、その月数を減じた月数) を乗じて得た額

(2) 平成 15 年 6 月に心身障害者福祉協会の役員として支給された特別手当の額に 100 分の 1. 07 を乗じて得た額

3 前項第 1 号に規定する基礎額及び前項第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規程は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 21 年 6 月 25 日から施行する。

2 平成 21 年 6 月に支給する特別手当に関する第 9 条の規定の適用については、第 9 条 第 2 項中「100 分の 160」とあるのは「100 分の 145」とする。

附 則

この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

2 平成 22 年 12 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 9 条第 3 項及び第 5 項の規定の適用については、第 9 条第 3 項中「100 分の 77.5」とあるのは「100 分の 75」と、第 5 項中「100 分の 77.5」とあるのは「100 分の 75」とする。

附 則

1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成 24 年法律第 2 号）の趣旨に準じて、この規程の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては、第 3 条に定める役員の俸給月額については、当該役員の俸給月額から俸給月額に 100 分の 10.00 を乗じて得た額を減じた額とする。

3 前項に定める俸給月額については、第 3 条の 2（地域手当の月額）及び第 9 条（特別手当）の俸給月額について適用する。

4 平成 24 年 6 月に支給する期末手当の額は、前 2 項の適用により算定される期末手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

（1）第 3 条に定める役員の俸給月額に 100 分の 0.23 を乗じて得た額に 1

2月（平成23年4月から平成24年3月までの月数）を乗じて得た額
(2) 平成23年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.23を乗じて得た額並びに同年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.23を乗じて得た額

附 則

この規程は、平成26年11月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月11日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年5月15日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年6月14日から施行し、平成30年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年12月3日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年6月20日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年12月17日から施行し、令和元年12月1日から適用する
- 2 令和元年12月以降に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第9条第5項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の97.5」とする。

附 則

- 1 この規程は、令和2年7月1日から施行し、令和2年6月1日から適用する。
- 2 令和2年6月以降に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第9条第5項の規定の適用については、同項中「100分の100」とあるのは「100分の97.5」とする。

附 則

この規程は、令和2年11月30日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年6月24日から施行し、令和3年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年6月16日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。
- 2 令和4年12月以降に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第9条第5項の規定の適用については、同項に定める割合を適用する。

附 則

この規程は、令和5年6月15日から施行し、令和5年6月1日より適用する。

附 則

この規程は、令和6年3月27日から施行し、第3条（俸給）及び第10条（非常勤役員手当の月額）については令和5年4月1日より、第9条（特別手当）については令和5年12月1日より適用する。

附 則

この規程は、令和6年6月25日から施行し、令和6年6月1日より適用する。

附 則

この規程は、令和7年3月19日から施行し、令和6年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月30日から施行し、令和7年4月1日より適用する。